

■ 開発行為の景観形成基準（行為の制限）【法第8条第2項2号】

項 目	土 地 利 用
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 <input type="checkbox"/> 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地形の良好な景観の形成を図る。 <input type="checkbox"/> 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。
隅田川 景観基本軸	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隅田川への歩行者の動線を確保する。 <input type="checkbox"/> 区画は建築物等の配置が隅田川へ顔を向けやすいものとする。
神田川 景観基本軸	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 神田川への歩行者の動線を確保する。 <input type="checkbox"/> 区画は建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。